「平成30年度第2回習志野市建築審査会」会議録

1. 会議名

平成30年度第2回習志野市建築審査会

2. 開催日時

平成31年3月26日（水）10：00～10：30

3. 開催場所

市庁舎5階　会議室5－3

4. 出席者氏名

委　　員　廣田会長、黒川会長代理、梓澤委員、徳永委員

事務局　東條都市環境部長、鵜澤都市環境部副技監、山口都市環境部主幹、山本建築企画係長、磯野主任技師、青木主任技師、中村技師

5. 議題

1. 建築基準法第44条第1項第二号による許可申請について

（案件：1件　結果：同意）

2. 習志野市建築基準法第43条第2項第二号許可取扱基準について

6. 会議内容

議題1　建築基準法第44条第1項第二号による許可申請について

梓澤委員：　老朽化による工事であるか伺う。

山口主幹：　既存のタクシー乗り場があり、老朽化のため、同様の建物を建て替える計画となっている。

梓澤委員：　今回の申請は防火地域内の建築物であるが、構造等について伺う。

山口主幹:　今回の建築物については、高い開放性がある建築物であり、屋根、柱等の主要構造部については不燃材料で、防火地域の規定に則った計画であることを確認している。

梓澤委員:　計画地は通行量が多い場所であるので、安全面等に留意していただきたい。

黒川委員:　建築物を配置した際に通行できる歩道の幅について伺う。

山口主幹:　4m程度通行できる空間がある。

道路の占用許可の中でも、通行上支障がないと確認されている。

廣田会長:　議題1「建築基準法第44条第1項第二号による許可申請について」同意とすることに意義はあるか。

（異議なしの声）

廣田会長:　議題1の許可申請について、同意とする。

議題2　習志野市建築基準法第43条第2項第二号許可取扱基準について

黒川委員:　法改正前の公園、緑地、広場等について、今後の取り扱いを伺う。

山口主幹:　法改正前の法第43条第1項ただし書き許可の基準は、改正法第43条第2項二号の許可として取り扱い、一部を許可対象から除き、改正法第43条第2項第一号の認定として取り扱うことが規定されたものである。

公園、緑地、広場等については、従前とおり、許可対象となる。

梓澤委員:　認定、許可として今後運用することとなるが、予想される許可件数について伺う。

山口主幹:　改正法第43条第2項第一号の認定には、道の基準があり、位置指定道路の基準に適合するもの若しくは農道等に該当するものが認定の対象となります。

位置指定道路の基準に適合する道は、位置指定道路を築造するよう指導を行い、農道等の基準に適合する道は、市内に数路線しかないので、認定の申請は殆ど無く、許可の申請になると考える。

徳永委員:　農道等については、認定と許可の両方に該当するようであるが、認定は水路跨ぎの事案を想定したものか伺う。

山口主幹:　道の基準とは別に建物の基準を規定しており、一戸建ての住宅かつ床面積200㎡以下であれば認定として取り扱い、それ以外であれば許可として取り扱う。

水路跨ぎの場合に限り認定として取り扱うものではない。

廣田会長:　議題2「習志野市建築基準法第43条第2項第二号許可取扱基準について」に関して了承することに意義はあるか。

（異議なしの声）

廣田会長:　議題2の取扱基準について、了承する。

7. 所管課名

都市環境部建築指導課

電話番号　047－451－1151（内線）276

FAX 番号　047－453－7384